

掛川市条例第14号

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例

(掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第1条 掛川市立幼稚園保育料等徴収条例(平成17年掛川市条例第151号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

第3	市民税均等割の課税世帯であつて、市民税所得割の額のない世帯(第1階層を除く。)	2,000円
----	---	--------

」

を

「

第3	園児の保護者が養育里親等である世帯又は市民税均等割の課税世帯であつて市民税所得割の額のない世帯(第1階層を除く。)	2,000円
----	---	--------

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「市民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 この表において「養育里親等」とは、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。
- 3 幼稚園保育料の額は、当該年度(4月から8月までの分については、前年度)の市民税の額から算定するものとする。
- 4 園児の属する世帯が第2階層又は第3階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)に該当する園児のうち最年長者以外の園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 5 第4階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等が2人以上いる

場合における幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

ア 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長者に該当する園児	幼稚園保育料の額の月額
イ 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、次年長者に該当する園児	幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ その他の園児	0円

6 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する園児にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の園児にあつては無料とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に園児を扶養しているものの世帯
  - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると教育委員会が認めた世帯

階層区分	幼稚園保育料の金額
第2	0円
第3	0円
第4	3,000円
第5	3,000円
第6	3,000円
第7	3,000円

7 第8階層から第12階層までのいずれかに該当する世帯に園児が2人以上いる場合又は低学年児（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学する児童をいう。以下同じ。）がいる場合における当該園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

ア 低学年児を有する世帯	(7) 1人の低学年児を有する世帯	最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
		最年長以外の園児については、0円
	(イ) 2人以上の低学年児を有する世帯	0円
イ 低学年児を有しない世帯のうち、2人以上の園児を有する世帯	最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額	
	次年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額	
	その他の園児については、0円	

8 保育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもをいう。）のうち同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児に係る幼稚園保育料の額を算定する場合においては、備考7の規定は適用せず、掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号）別表備考9の定めるところによる。

（掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例（平成28年掛川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「備考 1 及び備考 2」を「備考 1 から備考 4 まで及び備考 8」に改め、同項第 2 号から第 4 号までの表中

第 3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第 1 階層を除く。）	2,000円
-----	---	--------

を

第 3	園児の保護者が養育里親等である世帯又は市民税均等割の課税世帯であって市民税所得割の額のない世帯（第 1 階層を除く。）	2,000円
-----	---	--------

に改める。

附則第 4 項中「備考 4」を「備考 6」に改め、同項第 2 号の表中

第 5	3,500円
第 6	4,000円

を

第 5	3,000円
第 6	3,000円

に改め、同項第 3 号の表中

第 5	3,500円
第 6	4,000円
第 7	4,500円

を

第 5	3,000円
第 6	3,000円
第 7	3,000円

に改め、同項第 4 号の表中

第 5	3,500円
第 6	4,000円
第 7	5,000円

を

「

第 5	3,000円
第 6	3,000円
第 7	3,000円

」

に改める。

附則第 5 項中「備考 3」を「備考 5」に改める。

附則第 6 項中「備考 5」を「備考 7」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保育料について適用し、平成28年度分までの保育料については、なお従前の例による。